

細則2:理事の選任及び退任

第1条 理事の定数

理事は評議員の選挙による16名の選出理事と、理事長指名による8名以内の特任理事とする。

第2条 選出理事候補者

選出理事候補者は、理事の任期満了となる年の4月1日に69歳以下の評議員とする。但し選出理事に欠員があるときは、選出後4年未満2年以上の評議員も選出理事候補者に加える。

第3条 選出理事選挙管理委員会

選出理事選挙管理委員会は、副理事長と、理事長の指名する評議員4名をもって組織する。

第4条 選出理事の選出

選出理事は、社員総会の14週間前までに選出される。選出理事は、定款の規定に従い、2年を1期とし、2期4年ごとに選出し、原則として半数が2年毎に選出される。再選を妨げない。

第5条 選出理事の欠員補充

選出理事が欠員となった場合、次期選挙まで欠員の補充を行わない。但し、欠員となった選出理事の残任期間が2年以上ある場合には、次期選挙の際、定数8名に欠員となった選出理事の員数を加えて理事を選出し、欠員を補充する。この場合、補充された選出理事の任期は、前条の規定に関わらず、2年とする。当選者が就任を辞退した場合は、次位の者を繰り上げるものとする。

第6条 選出理事の選挙

総会、社員総会の20週間前までに、選出理事候補者名簿を全評議員に送付し、8名を無記名投票で選ぶ。投票結果で上位8名を選出理事とするが、その最下位の得票数の者が複数ある時は、年齢の下の者を当選者とする。

第7条 投票

前項の投票は、選出理事選挙管理委員会配付の選出理事立候補者名簿中の8名以内を送付された投票用紙に連記する。投票は、無記名投票で実施する。投票者は、投票用紙を同時に送付されている専用小封筒に入れ、さらに専用外封筒の署名欄に氏名を自署し、総会評議員会の16週間前までに本学会事務局に送付する。以上の用件を満たさない投票は無効とする。

第8条 選挙の報告

選出理事選挙管理委員会は、投票結果を総会評議員会の14週間前までに理事長に報告する。評議員会において、その結果を報告する。
理事長は、選出理事を委嘱する。

第9条 特任理事の指名

理事長指名による次期特任理事は、新たに選出された次期理事長によって、前任理事長の任期終了時の社員総会の前に地域性などを考慮して指名される。理事長指名特任理事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

第10条 細則2の変更

本細則を変更するには、評議員の(委任状含む)3分の2以上が出席した社員総会において、その3分の2以上の賛成を要する。